

令和 年 月 日

九州運輸局長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
(連絡先) TEL

一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送に係る）の事業計画変更認可申請書

一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送に係る）の事業計画を下記のとおり変更したいので、貨物自動車運送事業法第9条第1項及び同法施行規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

2. 変更しようとする事項

3. 変更を必要とする理由

事業計画新旧対照表

1. 特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の名称及び位置

	名 称	位 置	営業所・荷扱所の別	備 考
新			営業所・荷扱所	
			営業所・荷扱所	
			営業所・荷扱所	
旧			営業所・荷扱所	
			営業所・荷扱所	
			営業所・荷扱所	

2. 特別積合せ貨物運送に係る休憩・睡眠施設

	名 称	位 置	収容能力 (㎡)		
			休憩睡眠	休憩	睡眠
新					
旧					

3. 特別積合せ貨物運送に係る自動車車庫

	名 称	位 置	収容能力 (㎡)	備 考
新				
旧				

4. 特別積合せ貨物運送に係る積卸施設等

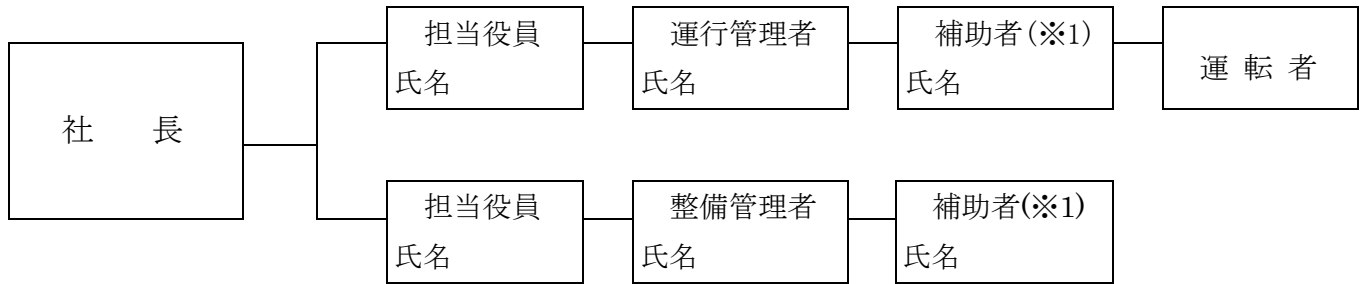
	名 称	位 置	備 考
新			
旧			





事業用自動車の運行管理及び整備管理の体制

1. 運行管理及び整備管理の体制



担当常勤役員等	人	法令試験受験予定者の氏名：
運行管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み（ <input type="checkbox"/> 確保予定（令和 年 月 日までに確保予定） ・勤務時間（ 時 分 ～ 時 分） ・休日（ 日/月） } (※2) (※3)
運行管理補助者(※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み（ <input type="checkbox"/> 確保予定（令和 年 月 日までに確保予定）
整備管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み（ <input type="checkbox"/> 確保予定（令和 年 月 日までに確保予定）
整備管理補助者(※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み <input type="checkbox"/> 確保予定（令和 年 月 日までに確保予定）
常時選任運転者	人	（別紙のとおり）
その他従業員	人	

(※1)補助者を選任するときは記載する。(※2)資格者証番号及び交付年月日を記載する。(※3)運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。(※4)運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。(※5)道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

- アルコール検知器の配備計画  
設置型： \_\_\_\_\_ 台 ・ 携行型： \_\_\_\_\_ 台
- 日常点検計画  
日常点検場所： \_\_\_\_\_ ・ 日常点検の実施者： \_\_\_\_\_
- 営業所と車庫間の距離（※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。）  
\_\_\_\_\_ k m
- 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法  
連絡方法： \_\_\_\_\_

点呼実施場所が車庫の場合（※併設されていない場合のみ記入）

- ・ 営業所と車庫間の運行管理者（補助者）の移動手段及び所要時分  
移動手段： \_\_\_\_\_  
所要時分： \_\_\_\_\_ 分
- ・ 車庫における運行管理者（補助者）の駐在時間  
出庫時（ \_\_\_\_\_ 時から \_\_\_\_\_ 時まで）

帰庫時（                      時から                      時まで）

- 点呼実施場所が営業所の場合（※併設されていない場合のみ記入）
- ・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分  
移動手段   ： \_\_\_\_\_  
所要時分   ： \_\_\_\_\_ 分

## 2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※6）及び事故処理等の体制

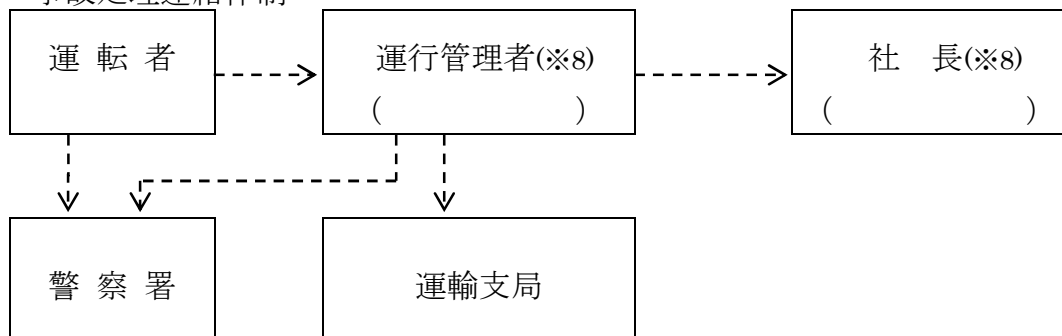
### ○ 事故防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定  
 有（実施時期（※7）； \_\_\_\_\_ 箇月以内）   ・  無
- ・ 特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無  
 有   ・  該当無し

### ○ 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定  
 有（実施時期（※7）； \_\_\_\_\_ 箇月以内）   ・  無
- ・ 積載量確認方法  
 計量器による   ・  運送依頼票による

### ○ 事故処理連絡体制



（※6）貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条・「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」（平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号）

（※7）新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

（※8）（ ）内に連絡先の電話番号を記載する。

### ○ 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名： \_\_\_\_\_ （役職等： \_\_\_\_\_）

苦情処理担当者 氏名： \_\_\_\_\_ （役職等： \_\_\_\_\_）

### ○ 適用する運送約款

- ①運輸省告示第575号（平成2年11月22日）による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- ②運輸省告示第577号（平成2年11月22日）による標準引越運送約款を適用する。
- ③国土交通省告示第1047号（平成18年8月31日）による標準壺きゅう運送約款を適用する。
- ④上記以外の運送約款を設定する。

- 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

確保人員：\_\_\_\_\_人 ・ 確保予定人員：\_\_\_\_\_人

- 国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画（労使協定の締結予定の有無  有・ 無）

運転者氏名又は 確保予定年月日	1箇月当りの 拘束時間	1日当りの拘束時間		1箇月当り の乗務日数	運転時間			休息期間
		最大	平均		2日平均 1日当り	2週平均 1週当り	連続運転	勤務と勤務の間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間

※ 「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。

※ 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、1箇月あたりの拘束時間の長い者上位10名を記載する。

九州運輸局長 殿

## 宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、荷扱所、車庫及び休憩・睡眠施設、積卸施設について、都市計画法等関係法令には抵触しないことを宣誓致します。

令和 年 月 日

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名



九州運輸局長 殿

# 宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第5条各号のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所

(法人) 名 称

代表者

(役員) 役職..... 氏名.....

(役員) 役職..... 氏名.....

(役員) 役職..... 氏名.....

(役員) 役職..... 氏名.....

(役員) 役職..... 氏名.....

## 宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 申請日前6ヶ月間（悪質な違反の場合は1年間）又は申請日以降に、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。）ではないこと。
- 2 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所（営業所の新設を行う場合にあつては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所）に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）。
- 3 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。
- 4 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること（特別な事情がある場合を除く。）。
- 5 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。
- 6 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃（以下「運賃」という。）と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金（以下「料金」という。）とを区分して收受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

令和 年 月 日

住 所 .....  
(法人) 名 称 .....  
代表者 .....

(役員) 役職..... 氏名.....

(役員) 役職..... 氏名.....

(役員) 役職..... 氏名.....

(役員) 役職..... 氏名.....

(役員) 役職..... 氏名.....



# 交 番 表

運行系統				
起 点	経過地	終 点	キロ程	運行回数

	第一週							第二週							第三週							第四週						
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
A																												
B																												
C																												
D																												

乗務基準表

項目		地名											計					
運行ダイヤ	往路	発着													終業			
	復路	発着													始業			
往路	起点からの距離														往復距離		距離	km
	区間距離																	
復路	起点からの距離													復路距離				
	区間距離																	
拘束時間	走行時間		往													拘束時間	往路	
	点検(待機)時間		往															
	積卸時間		往															
	休憩時間		往															
休憩時間		復														所要時間		
運転交代		往路																
運転交代		復路																

区		日	A				B				
			1	2	3	4	1	2	3	4	
拘束時間	運転時間										
	点検(待機)時間										
	積卸時間										
	休憩・車上仮眠時間										
	合計										
休憩時間											

計	
A	B

備考

様式例 4

推定による一年間の取扱貨物の種類及び数量並びにその算出の基礎

稼働日数		月間	日・年間	日
輸送品目				
年間輸送トン数				
輸送区間				
一回	走行キロ			
	実車キロ			
	空車キロ			
車両の積載量				
車体の形状				
一両当たり	一日の運行回数			
	一日の輸送トン数			
	年間の走行キロ			
車両数				
年間の走行キロ				
総輸送トン数				
総走行キロ				

## 添付書類

1. 事業用自動車の運行管理等の体制を記載した書類
2. 運行管理者、整備管理者の資格者証の写し（任意）
3. 事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類
  - イ. 付近の案内図、見取図、平面（求積）図、施設の写真
  - ロ. 都市計画法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書
  - ハ. 施設の使用権原を証する書面
    - 自己所有・・・不動産登記簿謄本等
    - 借 入・・・賃貸借契約書等
  - ニ. 車庫前面道路の幅員証明書
4. 法令遵守の宣誓書
5. 事業用自動車の乗務に関する基準を記載した書類
  - イ. 運行ダイヤ表
  - ロ. 勤務交番表
  - ハ. 乗務基準表
6. 次に掲げる事項を記載した運行系統図（縮尺二十万分の一以上の平面図）
  - イ. 起点、終点及び経過地の位置
  - ロ. 特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の名称及び位置
  - ハ. 縮尺及び方位
7. 積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止、その他特別積み合わせ貨物運送の管理の体制を載した書類
8. 推定による一年間の取扱貨物の種類及び数量並びにその算出の基礎を記載した書類（様式例4）



【 特積用 】

〈「推定による1年間の取扱貨物の種類及び数量並びにその算出の基礎」 作成にあたっての留意点〉

1. 推定による1年間の取扱貨物の種類及び数量等

- (1) 稼働日数の欄は、1ヶ月平均の稼働日数と、1年間の稼働日数を記入して下さい。
- (2) 輸送品目の欄は、輸送区間別、車両の積載量別に記入して下さい。
- (3) 輸送区間の欄は、運行系統の起点、終点を記入して下さい。
- (4) 一回の輸送トン数の欄は、車両の積載量との関係において妥当なものであること。
- (5) 車両の積載量の欄は、運行系統に配置する運行車の車両の積載量を記入して下さい。
- (6) 車体の形状の欄は、バン、キャブオーバ、タンク車等の形状を記入して下さい。
- (7) 配置車両数の欄は、運行系統に配置する運行車の車両数を記入して下さい。
- (8) 総輸送トン数、総走行キロの欄は、運行系統毎の総合計について記入して下さい。

2. 輸送品目が多い等により1枚で書ききれない場合は、別葉（同一様式）を追加して記入して下さい。